

第22回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日(木) 午後1時30分から午後1時50分まで

2. 開催場所 妙高市役所4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長 7番 霜鳥 勝範

会長職務代理者 13番 丸山 光浩

委員 1番 内田 芳昭

2番 丸山 嘉之

3番 竹田 賢一

4番 鹿島 幸一

5番 石川 道夫

6番 竹内 則孝

8番 池上 裕子

9番 関原 正晴

10番 生井 一広

11番 高橋 敏明

12番 白石 英一

14番 樗澤 忠信

15番 田地野 賢一

16番 横尾 一弘

17番 吉尾 正治

4. 提出議題

報告第42号 農用地利用集積計画の変更届出について

報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第44号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第45号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第58号 農用地利用集積等促進計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 宮川 尚史 次長 大沢 光紀 係長 杉本 孝之 主事 吉川 俊輝

6. 会議の概要

次 長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、17名です。
それでは、霜鳥会長、お願いします。

会 長 皆さんお疲れ様です。
今年も農業委員として1年間の活動大変ご苦労様でした。県の途中集計では妙高市農業委員会の活動実績は県内でも上位に位置しております。今後とも皆様の積極的な活動をお願いしたいと思っております。また、1～2月は農業新聞の後期普及強調月間です。雪が降る時期ではありますが、農家の方とお茶のみがてら積極的な勧誘をお願いしたいと思います。それでは議事に入ります。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第22回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。1番の内田 芳昭（うちだ よしあき）委員、2番の丸山 嘉之（まるやま よしゆき）委員よろしく申し上げます。
本日の議題は、報告事項が4件、議案が3件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、
報告第42号 農用地利用集積計画の変更届出について
報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第44号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第45号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
以上、報告事項4件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1 ページ目の報告第42号 農用地利用集積計画変更届出について、をご覧ください。
11月の届出は15件であります。
1番目については、賃貸借料の変更及び契約期間満了に伴う期間延長、2番～15番については、契約期間満了を迎える契約について、期間延長するものであります。

続きまして、5ページ目からの報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。

11月の届出は31件であります。
5ページの1番から6ページの9番目については、通常の合意解約の手続きによるものです。

7ページの10番から16番については、柳井田町で複数の農地を耕作しておりました賃借人が、同地域での耕作をやめるため、解約するものであります。

8ページの17番から9ページの31番については、賃借人である個人が法人を設立することに伴い、個人同士での賃貸借契約を解約するものであります。

なお、解約後に新たな賃貸借契約が発生する案件については、先月以後の議案から順次に上程される予定です。

次に10ページ、報告第44号 農地転用事実確認証明等報告について、をご覧ください。

11月に法務局から依頼のありました農地転用の事実に関する照会は13件であります。
いずれの案件も、これまで長期にわたり、農地として利用されていない土地であり、これまでの土地利用の経緯や周囲の状況などから農地としての復旧が難しく、今後も農地としての利用が見込めないことを確認いたしました。

事務局 以上、全ての案件について、非農地であることを担当農業委員、及び推進委員さんとともに現地確認しており、その結果について法務局へ報告済みです。

次に15ページ、報告第45号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、ご覧ください。

11月の届け出は、7件、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

他にありませんか。無いようですので、報告事項4件は、ご了承いただきたいと思います。

次に、議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請については、16ページをご覧ください。

今月の許可申請は、2件です。

1番については、申請地は大字上中地内、登記地目：田が9筆、登記地積：1,869㎡です。

位置図は、資料No.2 19ページをご覧ください。

譲渡人は高齢により耕作が困難であったことから、双方協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は大字北条地内、登記地目：田が1筆、登記地積：2,615㎡です。

位置図は、資料No.3 20ページをご覧ください。

譲受人は経営規模拡大の意向があり、譲渡人も自力での耕作が困難であったことから、双方協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上、2件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。12月16日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 2番について説明します。12月11日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第56号に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

ご異議なしと認めます。
よって、議案第56号は、許可することに決定しました。

次に、議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、17ページをご覧ください。
今月の許可申請は、1件です。

申請地は大崎町地内、登記地目：田が2筆、登記地積219㎡です。
位置図は、資料No.4 21ページをご覧ください。
申請地の農地区分は、都市計画法による用途地域 第1種住居地域に指定されていることから第3種農地です。
申請者は、親族同士の関係にあり、譲受人は申請地を贈与により取得し、住宅の整備を希望しています。

以上、1件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、担当委員の説明について、委員よりお願いします。

委員 1番について説明します。12月11日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第57号に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

ご異議なしと認めます。
よって、議案第57号は、許可することに決定しました。
次に、議案第58号 農用地利用集積等促進計画について、を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局　それでは、22ページ議案第58号 農用地利用集積等促進計画について、をご覧ください。

　　今月の農地中間管理機構を通じた契約は、新規が16件と再設定の1件、合計17件であります。

　　22ページの1番から24ページの16番までについては、個人間及び個人と法人間の新規契約であります。17番につきましては、個人と法人間の賃貸借契約が期間満了を迎えることから再設定を行うものであります。

　　以上、ご説明申し上げましたが、いずれの農地中間管理事業の契約推の要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

　　それでは、議案第58号に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

　　無いようですので、これにて質疑を終わります。

　　これより、議案第58号 農用地利用集積等促進計画について、を採決します。

　　お諮りします。

　　本件は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

　　ご異議なしと認めます。

　　よって、議案第58号は、「意見なし」と報告することに決定しました。

　　議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第22回妙高市農業委員会総会を閉会します。

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 霜 鳥 勝 範

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和7年12月25日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印